

令和7年11月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年11月10日（月）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール2

農業委員数18名

出席者18名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福嶋 隆	6 番 更井 寛司	7 番 谷本 喜久	8 番 谷口 浩司
9 番 坂本 隆英	10 番 瀧川 裕司	11 番 岡 潔	12 番 玉置 伸
13 番 上森 力	14 番 山本 敏夫	15 番 高田 幸安	16 番 川井 洋之
17 番 長嶺 博司	19 番 峯園 五郎		

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出真衣 事務員 近藤祐斗
会議録署名委員 5 番 福嶋 隆 6 番 更井 寛司

議長 皆さんこんにちは、昨日の農林水産業まつりはあいにくの雨で、スタッフの方々、委員の皆さんも、ご参加いただき本当にありがとうございました。少し時間をいただいて、先月西牟婁振興局が主催する農業プロジェクト協議会の中間報告会というのが、年に1回、2回あるんですけども、その中で報告のあった事項を皆さん方にお話ししていきたいと思います。毎回梅の話で大変恐縮なんですけども、南高梅の着果安定対策として、現在は、春の徒長枝の発生を抑制して、結果枝とか花芽の充実を促進する摘心栽培を推奨しております。それから南高の受粉樹となる星秀を、県の方でも、ここ数年来、導入を推進しているところです。さらに昨年度から、収穫した後の、大体7月の中頃になると思うんですけど、大体1週間ぐらいしたら、また新芽が出てくるんで、それを全部はつってしまう夏の摘心栽培というのを、昨年度ぐらいから試みでやっているようです。その実証実験をやっているんですけど、結果はまだ具体的には出てないそうです。そこで、私は毎年疑問に思っていることがあって、2点質問させていただきました。1点は、今年もあったんですけど、夏場雨が降らなくて乾燥する、1週間雨が降らなかった場合、灌水をしているという方も中にはおられると思うんですが、スプリンクラーのない畑ですと、なかなかそうもいかないんで、運を天に任せて、雨が降ればいいし、と私もそのような状態なんですけど、そのことによる翌年への影響というのと、もう1点は、現在ヒメヨコバイというのがここ数年かなり早くから発生をして、私のところだと、消毒をやらなかったら、8月の末ぐらいには葉が落ちてしまう畑があるんですけども、この2点が、翌年への着果に影響しないか、そういうことを訪ねてみました。結論から申し上げれば、この2点については、研究がきちんとできていないので、何とも言えない。ということですが、ただ、葉が落ちるということは光合成ができないので、枝が若干細くなるということもあって、影響がないとは言えない。という程度の結果でございました。私のところは2年続きで、不作、凶作であったんで、開花期の蜂の活動が少なかった。これだけが理由ではないかなと疑問に思っているところです。今年は何もしなかったんで、来年の作柄を見て、今年と同じように不作で、

3年も不作が続くことがあれば、ヒメヨコバイの駆除や、夏の灌水とかを徹底的にやってみようかなと、私事ですけれども、そのように思いました。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

農振課 近藤

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 792㎡、他9筆、合計30, 245㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月14日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 515㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月15日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、374㎡、他3筆、合計1, 717㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月17日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、746㎡、他3筆、合計6, 792㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年9月11日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、609㎡、他1筆、992㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年9月26日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、508㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月14日です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 185㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、貸貸借の合意解約をした日は令和7年10月23日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、545㎡、他3筆、合計3, 273㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年11月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、782㎡、他2筆、合計2, 315㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年11月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、242㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、757㎡、他5筆、合計3, 199㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、梅、みかん、期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、907㎡、他3筆、合計1, 513㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、野菜、期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 383㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日の新規です。7番、〇〇〇

字〇〇〇〇、畑、183㎡、他3筆、合計1,332㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、みかん、期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日の新規です。8番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,031㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、
期間は令和8年1月1日から令和21年12月31日の新規です。9番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑、124㎡、他3筆、合計2,276㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、
期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,984㎡、他1筆、合計5,678㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、期間は令和8年1月1日から
令和17年12月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、710㎡、他3筆、合計3,640㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を
通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間20,000円、口座払い、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規で
す。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,024㎡、他2筆、合計5,386㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、
使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、555㎡、他2筆、合計2,186㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和10年12月31日の新
規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,183㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間
は令和8年1月1日から令和12年12月31日の新規です。15番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,472㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社
を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月
1日から令和17年12月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、
畑、2,636㎡、他8筆、合計20,535㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、
公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間40,000
円、口座払い、期間は令和8年1月1日から令和37年12月31日の新
規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、390㎡、他2筆、合計1,556㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、
使用貸借の水稻、期間は令和8年1月1日から令和13年12月31日の
新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,086㎡のうち1,560㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、
使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新
規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、503㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、
公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年
1月1日から令和12年12月31日の新規です。20番、〇〇〇字
〇〇〇〇、畑、2,183㎡、他3筆、合計4,271㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2

0, 000円、口座払い、期間は令和8年1月1日から令和12年10月31日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 001㎡、他11筆、合計19, 816㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間40, 000円、口座払い、期間は令和8年1月1日から令和37年12月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 445㎡、他6筆、合計5, 821㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、400㎡、他1筆、合計3, 345㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規です。以上、利用権設定23件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番から2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について、異議ございません。

議 長 はい3番から10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。公社を通じての案件ですので異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、13番から16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、18番から21番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それぞれの案件について異議ございません。

議 長 はい、22番から23番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上23件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。近藤君、ありがとうございました。はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんはございません。全員出席です。本日の会議録署名委員に、5番福嶋隆委員さん、6番更井寛司委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農

地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、議案第5号許可の取消願（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

小出 主事

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は872㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,724㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,842㎡、他8筆、合計25,358㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,165㎡、他4筆、合計2,283㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,613㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は648㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は314㎡、他3筆、合計2,162㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,091㎡、他1筆、合計6,152㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,087㎡、他1筆、合計1,293㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は881㎡、他2筆、合計4,430㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は432㎡、他1筆、合計465㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は146㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は181㎡、他1筆、合計279㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は374㎡、他4筆、合計1,868㎡、譲渡人

は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6, 636㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6, 489㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は400㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上17件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。近所同士の売買です。異議ございません。

議 長 はい、2番から5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番はあっせんによる売買です。異議ございません。3番は先程合意解約をした分で、借りていたのを買ったということです。異議ございません。4番は〇〇〇〇さんの隣接で、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇に行ってしまったので、〇〇〇〇さんが買って耕作するということです。異議ございません。5番は近所同士の贈与です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書もあり異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番についてはあっせんによる売買です。異議ございません。9番も同じく異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇〇〇さんと、譲受人の〇〇〇〇さんは、二従弟くらいの関係でありまして、放任園ということもありまして、贈与という形になりました。異議ございません。

議 長 はい、11番から13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番から13番について、異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、15番、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番はあっせんによる売買です。異議ありません。16番は、譲渡人の〇〇〇〇さんが、農業を規模縮小するということで、甥の〇〇〇〇さんの山林と交換するということです。異議ありません。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上17件、異議なしとのことでございます。そのように取り計ら

		ってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は966㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅2棟296.47㎡、駐車場等669.53㎡、合計966㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11月6日に、〇〇〇〇委員さん、事務局2名と私で、現地調査を行って参りました。当日はあいにくの雨でしたが、すんなり終わりました。それでは、農地法第4条申請について報告します。申請場所は、〇〇〇〇より南へ約1km、〇〇〇〇の裏手です。現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、北側は農地で同意があります。南側は市道となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、申請人は高齢のため、営農が困難となってきており、この度、長屋住宅用地として転用するものです。転用内容は長屋住宅2棟・駐車場、盛土45cmから85cmとなっておりますが、隣接農地の部分だけちょっと下がっているのです、そこを埋め上げて、道と同じ高さにして建物を建てることになると思います。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、南側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告どおりで、異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	8ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は422㎡、他1筆、合計857㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、以上1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見

を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は、〇〇〇〇より西へ約200m、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が雑種地と宅地、西側が市道、南側が田、北側が雑種地と市道と里道となっております。非農地となった経緯・理由は、申請地は、平成17年頃に、亡き父親が資材置場として利用し、現在は更地となっています。とのこと。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,034㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は250万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は345㎡、他1筆、合計1,530㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は〇〇〇〇が120kg、〇〇〇〇が400kg、希望価格は2筆合わせて170万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは大分高齢になり、元々兼業農家ということもあって、この土地を貸していたんですが、この際、処分しようかという話になっております。収穫量が0kgなのは、みかんがまだ4年生で若いからです。以上です。

議 長 はい、2番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地なんですが、一つは道に面しているところで非常に便利が良くて、もう一つの大きい方もそこから奥に入るところで、畑に軽トラが入る道もあるので、畑としては非常にいいところです。梅の木も20年ぐらいの木で、ちょうど今収穫量がいいぐらいの感じで本当にいい土地なんですけども、〇〇〇〇さん自身が高齢で、手が回らないということで、極力自分の家に近いところだけ残して、遠いところは売りたいということで申出が出ています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出2件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 議	全員 長	異議なし。 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。2番は、〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接で〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。続きまして、議案第5号許可の取消願(農地法第5条)について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。議案第5号許可の取消願(農地法第5条)です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は131㎡、他4筆、合計1,449㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,449㎡、許可日は平成29年12月22日、許可番号は和歌山県指令西農農地第〇〇〇〇号、理由は事業の規模縮小のためです。以上1件、ご審議の程よろしくお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。申請場所は、〇〇〇〇より西へ約50m、現況は休耕畑と休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が河川敷と山林と雑種地、西側が畑、南側が雑種地、北側が河川敷となっております。水利同意は不要となっております。許可の取消願の理由は、平成29年12月に、太陽光発電施設として転用許可を得ましたが、事業の規模縮小により、取りやめとなりました。とのこと。何筆かの場所には設置されており、この許可を得た分を取りやめるということです。転用の取消内容は太陽光発電施設、排水等は雨水は自然浸透及び西側水路へ排水するということです。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 議	全員 長	異議なし。 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,908㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年10月15日、価格は218万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,709㎡、他1筆、合計5,174㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年10月17日、価格は66万2,600円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10月15日に、〇〇〇〇さん宅であっせんを行いました。現場が〇〇〇〇さんの自宅の近所なので、便利もよく、スプリンクラー、モノラックもあるということで、反当り75万円の価格で成立しました。〇〇〇〇君は若手で農地も増やしているので問題ないと思います。以上です。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10月17日に、農協の〇〇〇〇で関係者が集まりましてあっせんを行いました。和気あいあいとした雰囲気の中で、希望価格のとおりあっせんが成立しました。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。委員さん方本当にご苦労様でございました。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,609㎡の内107.19㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟、28㎡、転用面積107.19㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,763㎡の内90.82㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟、18㎡、転用面積90.82㎡です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は885㎡の内81.10㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟、14.84㎡、転用面積81.10㎡です。この3件は、追認による届出であることを付け加えさせていただきます。以上、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり。)
議	長	ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。
小出	主事	13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は85㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月22日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、墓地用地として転用するため、合意解約を行うとのことです。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議

長

ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。10月の県の農業会議に提出致しました4条申請2件、5条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。ないようですので本日はこれで閉会したいと思います。有難うございました。

午後〇〇時〇〇分終了